

そこが知りたい!

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 国境を越えた役務の提供に対する消費税改正への実務上の対応

2015年度税制改正により、2015年10月1日以降に国境を越えて行われる電気通信役務の提供（電子書籍、音楽、広告の配信などの電子商取引）に係る消費税の内外判定基準が、次のように変更されます。

現行法	改正法
役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地	役務の提供を受ける者の住所地等

これにより、外国法人等が国内向けに行う役務提供について従前は消費税が課税されなかったものが、今後は課税されることとなります。これは、EU諸国の取扱いに合わせたものとされています。また、役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなものが「事業者向け電気通信役務の提供」とされ、それ以外のものが「消費者向け電気通信役務の提供（必ずしも消費者に限定されない）」とされます。

役務提供を行う者（外国法人等）の取扱い

① 課税売上の発生

従前は課税対象外とされていたため、実務上特別の処理は不要でしたが、今後は課税売上とされるため、消費税を上乗せした Invoice により請求を行わないと、手取りの金額が減ることとなります。また、取引を事業者向けと消費者向けに区分し、そのうち消費者向けの電気通信役務の提供に係る部分については、国外事業者が自らその消費税を納付する必要があります。

② 通知義務

国内事業者に対し電気通信役務の提供を行う国外事業者は、当該役務の提供に際し、あらかじめ当該役務の提供を受ける国内事業者が消費税の納税義務者となる旨を表示する必要があります。

③ 登録国外事業者

消費者向け電気通信役務の提供に係る消費税については、当分の間、一定の要件を満たした登録国外事業者から受けた役務提供だけに国内事業者側での仕入税額控除が認められます。国税庁長官は登録国外事業者の名称等を、インターネットを通じて公表することとされています。

役務提供を受ける事業者（内国法人等）の取扱い（リバースチャージ方式）

事業者向け電気通信役務の提供については、国内事業者は請求額のうち消費税を除いた金額を支払い、消費税部分について当該国外事業者に代わり納付することとなります。

会計処理例：

仕入時：	仕入	100	/	買掛金	100	}	仕入金額について仮払消費税を認識すると同時に、同額の預り消費税を認識する。
	仮払消費税	8	/	預り消費税	8		
支払時：	買掛金	100	/	Cash	100		

なお、当該国内事業者の課税売上割合が95%以上の場合には、当分の間、電気通信役務の提供取引は無かったものとされます。つまり、リバースチャージ方式に係る消費税の納税義務が免除されるとともに、仕入税額控除の対象にも含めないこととされます。

一方、消費者向け電気通信役務の提供に係る消費税については、国外事業者が登録国外事業者である場合のみ仕入税額控除が可能となるため、確認が必要となります。

お見逃しなく！

上記の通り、課税売上割合が95%以上の国内事業者においては実務上大きなインパクトはないものの、95%未満となる場合には、リバースチャージに係る預り消費税は全額納税義務が生ずる一方で、課税仕入に係る消費税は控除対象外消費税が生ずることにより一部の仕入税額控除が適用できず、結果としてその一部を国内事業者側で負担するケースがあるため、留意が必要です。